

★表面記載の申告会場へお越しになる際の注意点

- 令和8年1月2日以降に中津川市に転入された方は、中津川市では申告を受け付けることができません。
- 申告会場は混雑する場合があります(特に各会場初日)。時間に余裕を持ってお越しください。
また、午前中は大変混み合いますので、午後以降にお越しいただくなどのご協力をお願いします。
- 申告にはマイナンバー(個人番号)および本人確認書類(運転免許証等)が必要になります。
- 農業所得の帳簿や医療費の明細書などは、あらかじめ整理し、まとめたものを申告会場へお持ちください。
- 申告に必要なものの詳細や各種様式等は、市ホームページで確認することができます。

○市の申告会場では受付することができない確定申告

下の内容に該当する場合は、中津川税務署へご相談・申告ください。

- ・青色申告 ・分離課税の申告(配当・先物取引・山林)
- ・譲渡所得の申告(株や土地の売買) ・利子所得、暗号資産の収入がある申告
- ・消費税、贈与税、相続税の申告 ・収支内訳書未作成の申告
- ・損失・繰越損失・雑損控除の申告 ・国外に居住する親族を扶養する申告
- ・過年度(令和6年分以前)の申告 ・準確定申告(亡くなった方の申告)
- ・更正の請求・修正申告 ・住宅ローン控除の初回申告

★申告会場以外での市民税・県民税の申告方法

○郵送で提出する

- ・0円の申告等、会場へ出向くことなく郵送でご提出いただくことも可能です。
- ・「所得がまったくなかった方の記載例」を参考にさせていただき、記入をお願いします。市ホームページにも掲載しています。
- ・申告書には必ず電話番号を記入してください。
- ・申告書の他に、本人確認書類のコピーを同封してください。

○予約をして市役所本庁舎1階の税務課窓口で申告を行う

税務課窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮のため、予約した方限定で申告を受け付けます。ご予約は上記二次元コードの市ホームページ下部にあります、専用の予約フォームよりお願いします。電話でのご予約は受け付けておりません。

- ・申告受付期間 令和8年2月5日(木)から令和8年3月11日(水)まで
- ・予約受付期間 令和8年1月19日(月)8時30分から令和8年3月10日(火)23時59分まで

お問い合わせ

中津川市役所 税務課 市民税係 0573-66-1111(内線141・142・143)



个市ホームページはこちら
持ち物についての詳細や各種様式等はこちらからご確認ください。

◆ 所得税の確定申告をされる方 ◆

所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告をする必要はありません。

確定申告は自宅からスマホで！

国税庁LINE公式アカウントから、さまざまなオンライン手続きをご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページなどの各種画面に遷移し、スムーズに手続きができます。



国税庁
LINE公式アカウント



確定申告会場など

とき 2月16日(月)～3月16日(月)の平日

※上記期間以外の申告相談日は中津川税務署にお問い合わせください。

ところ 中津川税務署 1階会議室(中津川合同庁舎)

お問い合わせ 中津川税務署 個人課税第一部門 0573-66-1202